

区老人(シニア・シルバー)クラブ連合会及び単位老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)が、区老人(シニア・シルバー)クラブ連合会(以下「区老(シ)連」という。)と単位老人クラブ(以下「単位クラブ」という。)を育成し健全な発展を図るため、その運営費及び事業費の一部を予算の定める範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、老人クラブの三大目標である健康活動、友愛活動、奉仕活動を推進するために、運営及び事業を実施する。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、区老(シ)連と次の各号に掲げる要件を満たす単位クラブとする。

- (1) 基準日は、補助を受けようとする年度の4月1日とする。
- (2) 基準日現在で、会員数が30人以上であること。ただし、諸般の事情等により会員数が10人以上30人未満の会員数であっても単位クラブとして取り扱うこととします。なお、できる限り速やかに会員数が30人以上になるよう努めること。
- (3) 年度途中において設立した単位クラブにあつては、設立日の属する年度に限り、当該設立年月日を基準日とする。
- (4) 他の老人クラブ、法人、団体(自治会・町内会は除く)等の全部または一部として組織され、活動、運営しているものでないこと。
- (5) 単位クラブの活動として政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (6) 市老連が、別に実施する単位クラブへの支援に関する経費に係る補助を申請、受理していないこと。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助対象とする経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 区老(シ)連の運営及び事業等にかかる経費であつて、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 区老(シ)連の運営に関する経費
 - イ 区老(シ)連事務局職員の人件費
 - ウ 生きがいと社会参加活動事業に関する経費
 - エ 友愛活動事業に関する経費
 - オ その他区老(シ)連の事業等で理事長が必要と認める経費

(2) 単位クラブの運営及び事業等にかかる経費であって、次のいずれかに該当するもの。

- ア 単位クラブの運営に関する経費
- イ 地域での清掃活動等地域貢献活動に関する経費
- ウ スポーツ活動、レクリエーション活動に関する経費
- エ 趣味の活動に関する経費
- オ 文化活動に関する経費
- カ 健康の維持増進、介護予防等に資する活動に関する経費
- キ その他の活動に関する経費

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる各号については、補助対象とすることができない。

- (1) 他の組織団体等に納める負担金及び分担金
- (2) 慶弔費
- (3) 酒類
- (4) 華美な飲食費
- (5) その他、老人クラブ活動に要する経費として不相当と認められる経費

(補助金額)

第6条 単位クラブに対する補助金の額は、別表1に定める額の範囲内とする。ただし、単位クラブが当該年度に実施しようとする全ての事業は、市老連の予算の総額を超えて申請をすることはできない。

2 区老(シ)連に対する補助金の額は、予算の範囲内で申請の都度決定する。

(区老(シ)連の交付申請手続)

第7条 区老(シ)連が補助金の交付を受けようとするときは、「〇〇年度区老(シ)連助成費交付申請書」(区老(シ)連申請様式)により、市老連の定める日までに提出しなければならない。

(単位クラブの交付申請手続)

第8条 単位クラブが補助金の交付を受けようとするときは、「〇〇年度単位老人クラブ補助金及び活動奨励費交付申請書」(単位老人クラブ申請様式)により、会員名簿(単位老人クラブ名簿様式)を添えて、毎年4月30日までに各区老(シ)連に提出しなければならない。

2 会員名簿は、要件がそろっていれば、すでに作成されている名簿に代えることができる。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付に当たり付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金はこの要綱によるほか、別に定める実施要綱及び実施要領に基づき使用し、他の事業に流用してはならない
- (2) 会計年度終了後速やかに、区老(シ)連にあっては「〇〇年度市老連補助金精算報告書」(区老(シ)連精算報告書様式)を、単位クラブにあっては「〇〇年度単位老人クラブ補助金及び活動奨励費精算報告書」(単位老人クラブ補助金精算報告書様式)を提出すること
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還すること
- (4) 関係帳簿及び支出伝票、領収書等関係書類は、事業終了後5年間保管しなければならない
- (5) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全部又は一部の補助金の返還を求めることがある
- (6) 補助金の使途について、区老(シ)連においては毎年度監査を、単位クラブにおいては、必要があると認める場合は、調査を行うことがある

(交付決定通知)

第10条 補助金の交付決定通知書は、区老(シ)連に対しては「〇〇年度区老(シ)連助成費交付決定通知書」(区老(シ)連交付決定様式)、単位クラブに対しては「〇〇年度単位老人クラブ補助金及び活動奨励費交付決定通知書」(市老連交付決定様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金交付申請の取下げの期間は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(補助金の交付)

第12条 区老(シ)連に対する補助金は、原則として毎月ごと、単位クラブへの補助金は、全額前払いとする。

(補助金の受入口座の作成)

第13条 補助金の交付を受ける申請者は、必ず受入口座としてゆうちょ銀行に「総合口座」を開設しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度予算に係る補助金等から適用する。

なお、従前の補助金及び活動奨励費に係る要綱等は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

（4 月 1 日以前設立済及び当該年度 4 月 15 日までに設立された単位クラブ）

会員数	単位クラブ補助金（年額）	活動奨励費（年額）	申請金額（合計）
10～19 人	20,400	10,000	30,400
20～29 人	26,400	10,000	36,400
30～39 人	36,000	12,000	48,000
40～49 人	45,600	13,000	58,600
50～59 人	55,200	18,000	73,200
60～69 人	58,800	21,000	79,800
70～79 人	67,200	22,000	89,200
80～89 人	69,600	25,000	94,600
90～99 人	72,000	25,000	97,000
100～109 人	78,000	30,000	108,000
110 人以上	85,200	32,000	117,200

（5 月 1 日以降設立した単位クラブ）

会員数	単位クラブ補助金（月額）	活動奨励費（月額）	申請金額（合計）
10～19 人	1,700	900	2,600
20～29 人	2,200	900	3,100
30～39 人	3,000	1,000	4,000
40～49 人	3,800	1,100	4,900
50～59 人	4,600	1,500	6,100
60～69 人	4,900	1,800	6,700
70～79 人	5,600	1,900	7,500
80～89 人	5,800	2,100	7,900
90～99 人	6,000	2,100	8,100
100～109 人	6,500	2,500	9,000
110 人以上	7,100	2,700	9,800

※申請金額は、申請金額（合計）に、残月数を乗じた額を記入する。なお、補助申請月数は、その月の 15 日までに設立された単位クラブはその月から、16 日以降に設立された単位クラブは、翌月から算定した月数とする。

記載例

受付番号

年 月 日

横浜市老人クラブ連合会理事長

会長の私印または〇〇老人クラブ会長印を押してください。

単位老人クラブ名 **寿老人クラブ**

会長氏名 **横浜 太郎**

(郵便番号) **〒 231-0017**

会長住所 **中区港町1-1 ハイッ港301号**

電話番号 **671-2406**

横浜

2024年度 単位老人クラブ補助金及び活動奨励費交付申請書

標記について次のとおり申請します。

申請金額	73,200	円
------	---------------	---

(対象会員数)

4月1日の 会員数	男性=	25	人	合計=	50	人
	女性=	25	人			

チェック欄	会員数	単位老人クラブ補助金	活動奨励費	申請金額(合計)
<input type="checkbox"/>	10~19人	20,400円	10,000円	30,400円
<input type="checkbox"/>	20~29人	26,400円	10,000円	36,400円
<input type="checkbox"/>	30~39人	36,000円	12,000円	48,000円
<input type="checkbox"/>	40~49人	45,600円	13,000円	58,600円
<input checked="" type="checkbox"/>	50~59人	55,200円	18,000円	73,200円
<input type="checkbox"/>	60~69人	58,800円	21,000円	79,800円
<input type="checkbox"/>	70~79人	67,200円	22,000円	89,200円
<input type="checkbox"/>	80~89人	69,600円	25,000円	94,600円
<input type="checkbox"/>	90~99人	72,000円	25,000円	97,000円
<input type="checkbox"/>	100~109人	78,000円	30,000円	108,000円
<input type="checkbox"/>	110人以上	85,200円	32,000円	117,200円

※ 会員数10人から29人については、「ミニクラブ活動支援実施要領」に基づいた助

※ 上記の単位老人クラブ補助金及び活動奨励費は年額です。

老人クラブ(団体)名義の通帳から間違いの無いように記入し、記載内容が確認できる部分の通帳のコピーを提出してください。

【振込先】

金融機関名	ゆうちょ銀行													
記号	1	0	2	8	0	番号	0	9	5	6	6	7	5	1
フリガナ(20文字以内) 濁点、半濁点も1文字	コトフキロウシンクラブ													
口座名義人(クラブ名)	寿老人クラブ													

※ 添付資料: 老人クラブ会則、会員名簿、上記振り込み先が確認できる通帳の写し

注 虚偽その他不正な手段で補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

